

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年11月25日（金曜日）
午前10時00分開会、午後0時02分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 令和5年第1回（3月）定例会の日程（案）について
 - (2) 令和4年第4回（12月）定例会の運営について
 - ① 日程について
 - ② 上程される議案等について

ア	報告	3件
イ	条例	7件
ウ	補正予算	8件
エ	指定管理者の指定	1件
オ	契約・財産の取得	2件
カ	訴えの提起	2件
 - ③ 請願・陳情について
 - ④ 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について
 - (3) 人事院勧告に伴う議会費の補正について
 - (4) 委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について
 - (5) 一般質問及び代表質問の制限時間について
 - (6) その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎
副委員長 平石 勝司
委 員 篠塚 昌毅
委 員 鈴木 一彦
委 員 下村 壽郎
委 員 今野 貴子

委員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男

副市長 片山 壮二

市長公室長 川村 正明

財政課長 山口 正通

財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 塚本 隆行

次長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主任 津久井 麻美子

主任 松本 裕司

主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。議会前の委員会ということで案件がありますのでよろしく願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和5年第1回定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 おはようございます。資料の方はサイドブックス、議会運営委員会、1月25日開催、資料1をお願いします。令和5年第1回定例会の日程案でございます。2月28日開催で3月22日の会期でお願いいたします。よろしく願いいたします。

○**天貝事務局次長** 私からですが、ただ今副市長からお話がありましたとおり、通常より1週間前倒しになってございますが、これはコロナ対策で通常より会期を長くとっている関係で、開会日を通例である3月第1火曜日としますと閉会が年度末ぎりぎりになってしまい、人事異動や例年年度末に開催している各種理事会等に影響が出ることから、事務局と執行部で協議した結果、この様な会期の案になったものでございます。以上となります。

○**海老原委員長** ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○**海老原委員長** それでは、第1回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。次に、協議事項2令和4年第4回定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○**東郷副市長** 資料2をお願いいたします。令和4年第4回定例会の日程案でございます。12月6日火曜日開会。12月23日金曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。それから全協の日程ですけど、12月6日の初日に開催をお願いいたしまして、三カ年の実施計画、それから長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方。それから土浦協同病院附属真鍋診療所の移転について。それから台南市との交流について。それから各事業のパブリック・コメントの実施案件について説明をさせていただきたいと思っております。それから今教育委員さんのほうから12月25日付けで退任したいと申入れがありました。従いまして12月の最終日に人事案件として委員の任命をお願いしたいと思っておりますので、一般質問3日目の14日に全員協議会をお願いして、説明をさせていただきたいと思っております。最終日については案件はございませんけど、また出た場合は開催をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。説明は以上です。

○**海老原委員長** ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○**海老原委員長** 次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○**川村市長公室長** サイドボックス、資料3議案概要を御準備ください。1ページを御覧ください。今回の提出案件は、報告として、専決処分3件、議案として、条例7件、補正予算8件、指定管理者の指定1件、契約・財産の取得2件、訴えの提起2件、合わせて23件でございます。2ページは提出案件の一覧でございます。3ページをお願いします。専決処分3件について御説明いたします。報告第27号一般会計補正予算第11回の専決処分の承認につきましては、一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回は、歳入歳出それぞれ309万4,000円を追加し、総額を589億2,457万2,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、下の概要を御覧ください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費マイナンバー関係事業は、マイナポイント第2弾、最大2万円の付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が本年12月末日まで、マイナポイントの申請期限が来年2月末日までと迫る中、マイナンバーカードの申請者が増加しており、カードの交付に伴

う業務に遅滞が生じることが懸念されます。このことから、マイナンバーカード業務専任の会計年度任用職員を増員し対応するための、非常勤職員報酬等の計上です。全額、国の負担があることから財源として同額を計上するものです。本件については、早急に対応する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、11月11日に専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づく御承認を賜りますようお願いするものでございます。報告第28号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、市職員が、真鍋2丁目地内市道1級17号線の歩道部分の草刈作業中に、刈払機により跳ねた石が、同市道を走行していた相手方の車両に当たり、相手方の車両の一部が破損したことに係る和解です。4ページをお願いします。報告第29号公園管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方が、大岩田地内霞ヶ浦総合運動公園外周道路を自動車で行き中、道路にせり出した樹木に接触し、相手方の車両の一部が破損したことに係る和解でございます。以上の2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分を行ったものであり、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告案件についての説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かありますか。

○篠塚委員 まず刈払機の事故なんですけど職員がやったと。委託しているのではなくて。刈払機の資格とか安全管理とかは徹底してやったんですか。その上での事故になってしまったのか。

○川村市長公室長 委託ではなく市の職員が直接当時やっておりました。石がはねる防止策として網をやっていたのですがすり抜けていってしまったということでございます。

○篠塚委員 もう一点。総合公園の件ですけど、前も総合公園の駐車場に出ていた樹木にぶつけて損傷したことがあったんですけど、樹木の管理は市の方で管理をしているんですか。県の施設では。

○川村市長公室長 樹木については県の管理と市の管理とございますが、今回の件は市が管理している部分の樹木でございます。

○篠塚委員 道路に樹木がはみ出したということは相当管理をしていなかったととられるので、しっかりと事故がないように剪定とかをやっていただきたいと思うんですが、その辺は大丈夫ですか。

○東郷副市長 専決処分の時は毎回事故の報告をさせていただいて申し訳ないと思っております。しっかりと対応させていただきたいと思えます。なるべく起きないように管理させていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

○篠塚委員 樹木が伸びるには相当時間がかかるので、よく見てもらってパトロールをしていただきたいと思えます。

○東郷副市長 はい。

○海老原委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、条例について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 議案の説明をさせていただきます。まず、条例7件について御説明

いたします。5ページをお願いします。議案第74号公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の改正で、最近における物価の高騰等に鑑み、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成及びビラの作成の公費負担に関する条例の改正で、自動車借入使用料や自動車燃料費及びポスターやビラの作成費など、選挙公営に要する経費の限度額を上げる改正で、公布の日から施行するものでございます。6ページをお願いします。議案第75号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を一括改廃するもので、定年延長に係る措置として、定年年齢の段階的な引上げや、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入などに関する規定の整備であり、改正する条例は、土浦市職員の定年等に関する条例のほか記載のとおり7つの条例であり、また、土浦市職員の再任用に関する条例を廃止するもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。7ページをお願いいたします。議案第76号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告及び地方公務員法の改正に伴い関係条例を一括改正するもので、土浦市職員の給与に関する条例の改正では、給料水準の引上げや令和4年12月の勤勉手当率の引上げ、令和5年度の勤勉手当について6月期及び12月期が均等になるように配分する改正、暫定再任用職員の給与月額等の設定や60歳到達後の給料月額を60歳到達前の7割とするなどの改正、また、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のほか、記載のとおり3つの条例の改正では、令和4年12月の期末手当率の引上げなどを改正するものであり、施行期日については、記載のとおりでございます。議案第77号土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正につきましては、高齢者部分休業の取得可能年齢を、定年年齢の引上げに合わせ、段階的に引き上げる改正等であり、令和5年4月1日から施行するものです。8ページをお願いします。議案第78号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましては、施設の所在する地番の誤りの訂正で、都和小学校及び都和小学校放課後児童クラブ第1、第2、第3の位置を改正するもので、公布の日から施行するものです。議案第79号土浦市新治運動公園条例の一部改正につきましては、新治運動公園多目的グラウンドの人工芝整備に伴う使用料の改正で、新たに団体料金及び個人料金を定めるとともに、障害者に関する減免規定を定めるなどの改正で、令和5年4月1日から施行するものです。議案第80号土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止につきましては、本条例は昭和48年に制定しておりますが、介護保険制度の住宅改修などの代替制度の普及により、平成21年を最後に利用者はおらず、本制度を維持する必要性が低いことから制度を廃止するもので、令和5年4月1日から施行するものです。条例の改正については以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○今野委員 まず79号の新治運動公園の料金なんですけど、改訂前は市内居住者1、

320円これが3,000円になると倍以上ですよ。非常に衝撃的な数字と私は思うんですが、これはここまで高くなるというのは算定結果だと思うんですけど、もっと安くなるというのはなかったんでしょうか。

○川村市長公室長 まずこの多目的グラウンドは人工芝であること。他市町村の人工芝グラウンドと比較させていただきまして、それに並んでいるような設定をしているということです。

○今野委員 他市町村との比較はわかるんですが、あまりにも急激に高くなったなというイメージがあって、批判の部分が心配ですがその辺は考慮したのですか。あとで教えてください。

○篠塚委員 76号の職員給与の改定ですが、初任給と若年層の引き上げはわかるんですが、それ以外の方々は引き上げの検討はなされているのでしょうか。

○川村市長公室長 給与水準の引き上げですけど、ここに記載のとおり初任給、若年層の引き上げ、それ以外の方は人事院勧告にもごさいませんので無いということになります。

○篠塚委員 本市独自に検討することは無いということ。例えば初任給ですけど、若年層が900円上がったなら段階に応じて等級で上がっていきますよね。毎年。すこしずつ。それをパーセントで上げていくような考えは無いということですか。検討は外部に頼んでいるんですけど。給与水準は。

○東郷副市長 内部で人事評価をして給与に反映するようにしています。それに応じて上がる幅についても調整していきまして、組合と協議をさせていただきまして御理解をいただいているということです。

○篠塚委員 等級が上がって給与が上がっていくのは良いんですけど、等級の基本的な金額は初任給が上がって若年層も上がったんだから、その上が50円だとか100円だとか全体的な賃上げがあるんですけど、土浦市の給与水準を上げるような変更はされないんですか。しようと思っていますか。全体的な財政のバランスもあると思うんですけど。

○東郷副市長 基本的には初任給が上がりますよね。それに基づいて上がっていきますから、そういう意味では上がっているという解釈でよろしいかと思うんですけど、ただ上げ幅とかはそれぞれの職種によって差が出てきますので、それにそれぞれの職によっても数が決まっており差がありますから、他と比べると上がるのが遅いねと出る可能性はなきにしもあらずです。ということで初任給そのものは全国1位なので、初任給が高いんだけど、上がるのがポジションを少なくしていることが関係して上がりにくいというのは確におっしゃるとおりかと。その部分については今後少しずつ改善していきたいとは思っております。

○篠塚委員 検討していただけるとのことです。まあ市の職員の募集ってほしい近隣同じ公募期間となっていると思いますので、せっかく受かったのに他のところに行ってしまったとか無いように、魅力ある土浦市に入りたいというのはやっぱり給与の水準というのもあると思いますので、それも含めて御検討いただければと思います。

○東郷副市長 はい。御助言を含めて検討していきます。

○平石副委員長 関連で教えていただきたいのですが、若年層の給与引き上げとあるんですが、若年層という年齢は何歳まででしょうか。

○川村市長公室長 年齢でいいますと30歳くらいということでございます。ただ何級というと詳しくはわかりませんので。

○下村委員 議案第74号は全市町村改正するんですか。

○川村市長公室長 この条例につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴う条例の改正ということですので、ほとんどの自治体で改正するものと思われませんが、条例ですので市町村ごとの差が出ることはあります。

○下村委員 改正しなければならぬと思ったわけですね。これはそんなに差が無いので改正しなくても良いような気がしたので。改正するには数年間の猶予があるのですか。

○川村市長公室長 公職選挙法施行令の改正に伴っての改正ということで、施行期日も公布の日ということにしておりますので、猶予期間ということではないかと思えます。あとこの公職選挙法の改正の理由は最近の物価高騰を鑑みての改正ということでございますので、おそらく他の市町村でも改正するのかなと思えます。

○海老原委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 では次に、補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 9ページをお願いします。次に補正予算でございます。議案第81号から第88号は、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算でございます。予算総括表を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ一般会計で1億9,116万1,000円、特別会計で3,532万7,000円の増、合計で2億2,648万8,000円を追加し、総額を1,009億2,899万9,000円とするものでございます。始めに、一般会計の補正予算でございます。歳入歳出予算を御覧ください。歳入歳出それぞれ1億9,116万1,000円を追加し、総額を591億1,573万3,000円とするものでございます。具体的な内容は10ページ以降の概要を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1点目、職員給与計算事業は、茨城県との対等相互交流により、市に派遣された職員の人件費を計上するものです。また、市から派遣している職員の人件費については県から納入されるため、歳入に計上するものです。2点目の亀城プラザ管理運営事業は、燃料価格の高騰等により電気料が増となるものの、指定管理者である、産業文化事業団において、人事異動に伴う人件費の減や、清掃業務及び管理補助業務における委託料の減などによる指定管理料の減額補正でございます。8目財産管理費の1点目、財産管理事業は、燃料価格の高騰に伴い、管財課で契約している街路灯や公園などの設備に係る光熱水費の増額計上。2点目の本庁舎維持管理事業は、燃料価格の高騰に伴い、本庁舎の電気・ガス料金の増額分に係る、土浦都市開発株式会社への負担金の増額計上でございます。12目地区コミュニティ活動推進事業費、提案型共助社会づくり支援事業は、行政だけでは解決が難しい喫緊の地域課題の解決に向け、NPOや企業等が新たに実施する社会貢献事業に対して県と市が3分の

1 ずつ助成を行う事業ですが、今年度の応募がなかったことから不用額を減額補正するものでございます。また、市の負担分として、財源としていた協働のまちづくり基金繰入金も併せて減額するものです。20目防災費、情報伝達体制整備事業は、燃料価格高騰に伴う、防災行政無線屋外拡声子局にかかる光熱水費の増額計上です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業は、燃料価格高騰による、社会福祉センターの指定管理料の増額計上です。2項児童福祉費、2目児童福祉対策費の1点目、要支援児童等見守り強化事業は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金に係る、令和3年度事業の精算に伴う返還金の計上でございます。2点目の子育て世代包括支援センター事業は、令和4年4月から、産前産後休暇が有給化されたことにより、会計年度任用職員助産師2名の産前産後休暇時の報酬が発生したことに伴う、報酬の増額計上です。国・県の補助があることから、それぞれ財源として計上するものです。3点目の産後ケア事業は、心身の不調や育児不安がある産婦に対し、助産師等が心身のケアや育児サポートを実施する事業における、産後ケア施設利用者の増加に伴う委託料の増、及び令和3年度事業の精算に伴う、国庫補助金の返還金の計上です。4目母子父子福祉費、助産事業は、経済的な理由で入院助産が受けられない妊婦を指定助産施設に入院させ、分娩費用を助成する事業における、令和3年度事業の精算に伴う、国庫補助金の返還金の計上です。6目私立保育園費、病児、病後児保育事業は、体調不良児対応の病児保育を実施する私立保育園が増えたことに伴う補助金の増額計上です。国県の補助があることから、それぞれ財源として計上するものです。11ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、6目母子保健事業費の1点目 母子保健事業は、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るため創設された「母子保健対策強化事業」により、令和4年度当初予算に計上している備品の購入が補助対象となったことから、財源更生するものです。2点目の産婦健康診査事業は、産後2週間及び1カ月の2回分の健康診査に係る費用を助成する事業における、令和3年度事業の精算に伴う国庫補助金の返還金の計上です。8目保健センター費、保健センター管理運営事業は、保健センターの運営に必要な物品を購入するための費用の計上、及び、燃料価格高騰に伴う光熱水費の増額補正です。財源として、本年9月に健康増進・感染症対策として受け入れた寄付金を充当するものです。3項清掃費、4目汚泥再生処理センター費、汚泥再生処理センター維持管理事業は、燃料価格高騰に伴う光熱水費、5目掃センター費の1点目、ごみ焼却施設維持管理事業は、燃料価格高騰に伴う光熱水費の増額補正です。2点目の管理型最終処分場維持管理事業は、燃料価格高騰に伴う光熱水費の増額補正です。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、農業集落排水事業特別会計繰出金は、農業集落排水事業特別会計において、燃料価格高騰に伴い処理場及び中継ポンプ電気料に不足が生じることから、繰出金を増額補正するものです。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の1点目、商工業振興育成事業は、勤労者総合福祉センターにおいて、燃料価格の高騰に伴う、電気・ガス代の増額補正及びトレーニング室の機器故障による新規リース代の増などによる指定管理料の増額補正です。2点目のわくわく茨城生活実現事業は、本市に移住し、新たに就業・起業・テレワーク等を行う者に対し、移住支援金を

交付するための補助金の増額補正です。事業費の4分の3の県の補助があることから、財源として県支出金を充当するものです。3点目のプレミアム付商品券発行事業は、今年度の夏に実施しました、水郷プールの親子招待事業において、実績が見込みを下回ったことなどから、その充当財源としていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、プレミアム付商品券発行事業へ振り分ける財源更生でございます。5目観光費、観光事業は、産業文化事業団の本部職員1名増による人件費増額に伴い、運営補助金を増額するものでございます。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、下水道事業会計操出金は、下水道事業会計における財源不足を補うための操出金の増額計上でございます。10目霞ヶ浦総合公園整備事業費、霞ヶ浦総合公園整備事業は、産業文化事業団の人事異動による人件費の増に伴う、指定管理料の増額計上でございます。8款消防費、1項消防費、1日常備消防費の1点目、常備消防総務事業は、令和4年10月採用職員4名に対し、制服及び防火衣等の支給に要する費用の計上です。2点目の常備消防警防救急事業は、民間会社関東スチール株式会社から、救急活動に役立ててほしいとの寄付をいただいたことから、救急活動に使用する使用頻度が高い消耗品を購入するための費用の計上です。財源として、寄付金を計上するものです。12ページをお願いします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、学務課管理は、燃料価格高騰に伴う、小学校光熱水費の増額計上です。3目学校建設費の1点目、小学校施設大規模改造事業は、小学校12校及び義務教育学校1校のトイレ改修工事に係る実施設計業務を住宅営繕課で実施することによる委託料の減額補正です。2点目の小学校長寿命化改良事業は、神立小学校長寿命化改良工事において、アスベストの撤去・処分が必要となったことから、追加工事に係る費用の計上です。3目学校建設費、中学校施設大規模改造事業は、中学校7校及び義務教育学校1校のトイレ改修工事に係る実施設計業務を住宅営繕課で実施することによる委託料の減額補正です。4項社会教育費、3目ふるさと歴史の広場管理費、ふるさと歴史の広場管理事業は、燃料価格高騰に伴う、燃料費及び光熱水費の増額計上です。4目芸術文化振興費、美術品展示室管理運営事業は、アルカス土浦内、市民ギャラリーにおける、燃料価格高騰に伴う管理負担金の増額補正です。5目市民会館管理費、市民会館管理運営事業は、指定管理者である産業文化事業団職員の人事異動に伴う人件費の減及びイベントの減少による清掃業務や勤務時間数の減少に伴う指定管理料の減額補正です。6目公民館費、新治地区公民館管理運営事業は、燃料価格高騰に伴う光熱水費の増額補正です。7目生涯学習館費、生涯学習館事業は、指定管理者である産業文化事業団職員の人事異動に伴う人件費の増及び燃料価格高騰による光熱水費の増、また、講座の減少により夜間管理補助員への依頼件数の減などによる、指定管理料の増額補正です。9目図書館費、図書館管理運営事業は、燃料費高騰による電気料の増に伴う、アルカス土浦管理組合負担金の増額補正です。5項保健体育費、2目社会体育振興費、スポーツ及び運動競技推進事業は、市民体育祭の中止に伴い、開催委託料を減額補正するものです。3目体育施設費、体育施設維持管理は、燃料価格高騰による、体育施設8施設分の光熱水費の増及び霞ヶ浦文化体育会館における、講座中止による講師謝礼の減、水郷プールにおける売店営業を外部委託したことによる食材費、

賃金等の減などによる、各施設管理委託料の減額補正。また、水郷プールの利用実績に応じた歳入の補正を行うものです。なお、先ほど御説明したとおり、水郷プールの親子招待事業の充当財源としていた臨時交付金をプレミアム付商品券発行事業へ振り分ける財源更生を行うものです。5日学校給食費、土浦市立学校給食センター管理運営事業は、燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額補正です。その下の、人件費補正につきましては、人事異動に伴うものの外、給与条例の改正に伴う、期末勤勉手当の改正等による増額補正でございます。その下の、人件費繰出金は、人事異動に伴い各会計における職員構成の変動等により、繰出金が減となるものでございます。13ページをお願いいたします。続きまして、特別会計でございます。駐車場会計市営駐車場管理運営事業は、燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額計上です。財源として駐車場使用料を同額充当するものです。国民健康保険会計、保険給付費等交付金償還金事業は、令和3年度の会計検査において、平成29年度国民健康保険調整交付金の過大交付が判明したことによる償還金の増額計上です。下水道事業会計の1点目下水道管渠維持管理事業は、人孔・公共樹等の老朽化による破損を防止するための修繕費の増及び燃料価格高騰に伴う、動力費の増額計上です。2点目のポンプ場維持管理事業は、燃料価格高騰に伴う動力費の増額計上です。農業集落排水事業会計の農業集落排水事業は、燃料価格高騰に伴う動力費の増額計上です。その下、人件費補正は、特別会計における人事異動等に伴う人件費の減額補正でございます。補正予算については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○勝田委員 10ページの私立保育園費の中で、病児、病後児保育事業費で増額があるのですが、この事業について教えてください。

○川村市長公室長 病児対応と体調不良児対応、それから病後児対応の3種類がございます。病児対応を実施しているのは本市では塚原小児科だけでございます。病後児対応につきましては、民間のエンゼルススポーツ幼稚園、愛保育園の2園が行っております。体調不良児対応についてはこれまではあおぞら保育園だけでしたが、新たに桜川保育園及び新生めぐみ保育園が対応するということから増額補正ということでございます。体調不良児というのはあくまでもその園に通っている児童が体調不良になった時に看る、対応するというものでございます。

○勝田委員 これは公立ではやっていらっしゃるのですか。

○川村市長公室長 公立の保育所では行っておりません。

○篠塚委員 今回の補正のほとんどが物価高騰による財源更正なんですけど、ざっと財調で1億7,000万入れている。この物価高騰はまだまだ続く可能性があるんで、3月の時も補正があると思うのですが、新年度から核施設の利用料の値上げだとかを検討していく必要がある可能性があるのかどうか。いつ頃検討するのか。

○川村市長公室長 今回の燃料価格の高騰ですけど、電気や都市ガス合わせて約1億7,300ほどの補正となっております。今回の査定では電気については東京電力が示している31パーセントの増を基本としております。また都市ガスの方は36パーセントの増と東京ガスから出ておりますが、施設によってまちまちでして、多いところの要求で

すと50パーセントを超えるようなものもございますが、一律50パーセント増まで査定しておりますので、中には3月での補正というのが今後また出てくる可能性があると思っております。施設の使用料については現時点においては考えておりません。

○篠塚委員 普通は途中で補正というわけにはいかないでしょうから、年度当初に決まっていくわけでしょうから、令和5年度は同じ数字でやっていくと。努力しようということでもよろしいでしょうかね。その後検討していくということ。まあ物価高騰はよく見えてこない。給食費は高くなった分は保護者負担分を途中で入れましたよね。高くなった分は保護者負担分は繰り入れないでこちらの方で調整しましたけど、そのような考えをしていくということでもよろしいのですよね。

○東郷副市長 施設によっては施設利用料プラス電気使った時、空調を使った時という仕組みを使っている施設もありますので、バラバラになっています。いずれにしてもこの燃料高騰の状況もあるので少し状況を把握して、施設使用料に反映させるか検討させていただきます。

○海老原委員長 次に、指定管理者の指定以下、訴えの提起までについて、説明をお願いします。

○川村市長公室長 14ページをお願いします。次に、指定管理者の指定でございます。地方自治法の規定により、指定管理者を指定するときは、議会の議決が必要なことから、議案第89号土浦市駐車場の指定管理者の指定について、議案として提出するものでございます。指定管理する施設の名称は、土浦市駅東駐車場外、記載のとおり5か所の駐車場、指定する団体の名称は、タイムズ24、タイムズサービス、太平ビルサービス、サンエス警備保障共同企業体。指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日とするものです。次に、契約・財産の取得でございます。予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払いにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例に基づき、議会の議決が必要となることから提出するものです。議案第90号神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結につきましては、補正予算でも御説明いたしました。神立小学校長寿命化改良工事において、アスベストの撤去・処分が必要となったことから、追加工事が必要となり、契約金額に変更が生じたものでございます。15ページをお願いします。議案第91号財産の取得、土浦消防署配置高規格救急自動車購入につきましては、高規格救急自動車の購入について、指名競争入札により、コーケンネットワークス株式会社と3,486万8,900円で、売買契約による財産の取得について、議会の議決をお願いするものでございます。次に、訴えの提起でございます。議案第92号訴えの提起につきましては、生活保護法第63条に基づく不正受給に係る返還金の未納分の返還を求める訴えの提起でございます。対象者は、平成20年9月から現在まで生活保護を受給中です。受給期間中に、母親死亡に伴う遺産分割協議の代償金を受け取りましたが、収入申告をしておらず、不正受給が発覚。再三にわたり返還を求めるも、一切応じる様子もないことから、訴訟を提起するものです。16ページをお願いします。議案第93号訴えの提起については、土浦市国

民健康保険の被保険者で交通事故による被害者の保険給付に係る費用を加害者に損害賠償等の請求を求める訴えの提起になります。平成30年11月に、土浦市国民健康保険の被保険者が道路を横断中、自動車に衝突され受傷。その後、高次脳機能障害で意思疎通不可の状態となり、後遺障害1級1号に認定されました。加害者及び加害者が運転していた車の所有者である会社の損害保険会社は、病状固定までの医療費については応償するが、病状固定以降の医療費については応じない構えであり、再三にわたる和解交渉を行ったものの、支払いに応じないことから、被害者の訴えの提起に合わせて訴訟を提起するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○下村委員 議案第90号の工事内容に工事請負変更契約の内容が入っていないのでわかりづらいです。そこら辺の記載方法を工夫していただければと思います。

○東郷副市長 確かに変更内容が記載されておらず、今後について改めさせていただきます。

○川村市長公室長 先ほどの補正予算でも説明させていただきましたが、当初はアスベストがある外壁を水で流してその上から塗装するという予定であったんですが、水で流した状態だとアスベストまで流してしまうということが判明したことから、変更工事になったということでございます。

○下村委員 ということで工事内容は当初の請負契約の時の内容ですから、今回は請負契約変更ですから契約の変更内容を記載するべきと存じます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 その他ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

【執行部退席】

○海老原委員長 次に、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 それでは資料の4をお開きください。請願が1件きてございます。内容は土浦市内就学前施設ならびに小中学校におけるフッ化物洗口に関する請願書ということで、提出者は土浦市歯科医師会代表の長谷川氏でございます。紹介議員が勝田議員ということでございます。3ページをお願いします。主旨が記載されてございます。要約しますと、子供の虫歯は全国的には減少傾向にあるが、本市では増加傾向にあり、県内でも下から2番目に多いということです。県主導による小学校のフッ化物洗口が始まり、本市においてもその効果が現れてくると想定されるが、虫歯の多い本市の現状を踏まえると県主導の取り組み加えて、市独自のきめ細やかな事業の実施が必要と考えている。ということでございます。4ページをお願いします。請願事項が二つ記載されて

おります。一つ目が土浦市内就学前施設ならびに小中学校において土浦市独自のフッ化物洗口事業実施すること。二つ目は土浦市内就学前施設ならびに小中学校において土浦市独自のフッ化物洗口を目的としたフッ化物洗口推進協議会の設置をすることでございます。付託する委員会について御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。付託先は文教厚生委員会と思われませんが皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 では受理番号9の付託先は文教厚生委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 御異議なしと認め、ただ今のとおりいたします。次に、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料5をお願いします。例年この時期に提出されている要望でございます。要点としましては、本文の後ろから2つ目の段落、市区町村においても厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について強く要望いたしますという部分になります。先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望については全員協議会において全議員に配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。続いて協議事項3人事院勧告に伴う議会費の補正について協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 資料6をお開きください。人事院勧告に伴いまして議会費を減額補正するものです。1番補正の理由です。人事院勧告により12月期の議員の期末手当が0.05月分引き上げられることとなります。一方で令和4年度は、6月期に0.1月分の引き下げを行っておりますので、今回の引き上げ分を差し引いても0.05月分の予算が残ることとなります。また、5月31日に柴原議員が御逝去され6月から1名欠員になっていることから、その分と合わせて、2番の補正予算額に記載のとおり153万8,000円を減額補正するものでございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりいたします。続いて協議事項4委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 オンラインによる委員会開催については、これまで議論を重ね、改

選後の来期からの導入に向け準備を進めて行くこととなりました。海老原委員長から全協でその旨御報告をいただいております。本日は、全国市議会議長会がオンラインで委員会を開催する場合に必要な委員会条例の改正案と、会議規則の改正案を検討した結果がございますので、それを基に改正案の御協議をいただくものでございます。但し、全国市議会議長会が正式な標準の委員会条例や会議規則として発出したものではございません。あくまでも参考例として示したもので、これを導入するか否かは各自治体の判断に委ねられているものです。またその内容は様々なものが盛り込まれておりますので、いわゆるフル装備のものになっておりますので合わせて御協議を頂きたいと思っております。資料7-1をお願いします。まずは委員会条例の改正案の新旧対照表でございます。委員会条例の15条に委員会の招集についての規定があり、その後第15条の2として、見出しに記載しているように、委員会の開催方法の特例を設けるものでございます。条文を朗読いたします。委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法、以下オンラインによる方法というで委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。第2号前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。第3号前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。第4号オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。となります。議運で協議いただいて感染症や災害等の発生により参集ができない場合に限定することが決定していることから、このように限定しております。次のページをお願いします。第18条の規程は、委員が、本人若しくは家族等の一身上に関する事件や利害関係にある事件の協議に加われないというものであり、但し書きで委員会の同意で出席し発言することができるとしています。この条の2項に新たに条文を設けるもので、第1項から朗読いたします。委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。第2項が新たなものになりまして、前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。この追加の条文がどういう状況を想定したものかと言いますと、委員長に届け出をした上でオンラインで委員会に参加している委員が、ある事件の協議において除斥、すなわちその協議に加われなくなった場合を想定しており、その場合でも委員会の同意によりオンラインで発言できるという内容であります。つきまして、第21条の規定は、委員会審査に必要な執行部の説明者の出席を求めるというもので、この条の2項に新たに条文を設けるものです。第2項を朗読いたします。前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長

を経て、委員会にその旨を申し出なければならないというものでございます。この内容は執行部側が委員会室に参集するのではなく、オンラインで出席する場合の手続きについて規定したものです。第25条は、委員会が公聴会を開催する場合の公述人に関する手続きについて、そして第28条は、その公述人の代理人に係る規定であり、それぞれに新たに条文を設けるものです。関連がありますので通して朗読いたします。第25条公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等、以下公述人というは、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人に通知する。第2号あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。第3号には新たなものとして、公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。第28条公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。第2号は新たなものとして、前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。28条の2項は、右の欄に記載の通り、代理人や文書による意見陳述は、公述人が公聴会に赴くことが出来ないことを想定して設けた規定であることから、代理人のオンラインによる出席等を認める必要は低いので準用しないこととするものです。つづきまして、第29条は、参考人に係る規定で3項に新たに条文を設けるものです。第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。第2号前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。第3号として参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。元々あった第3号を第4号は繰り下げるといってでございます。公聴会における公述人と、それから参考人のオンライン参加につきましては、先程申し上げました通り、議長会が示したものがフル装備であることから、案としてお示ししておりますが、現時点ではそこまでは必要ないだろうという判断であれば、25条と28条、29条の改正は見送っても特段支障はないものと思われまふ。非常時に公聴会や参考人招致を行う機会があるかどうかという議論も必要かと存じます。なお、議長会の参考例が示されてから余り時間が経っていないことから公聴会等に係る規定を盛り込んだ自治体は余りないと思われまふ。以上が委員会条例の改正案で、続いて会議規則の改正案について御説明いたします。資料7-2をお開きください。第2章委員会の規定において、出席委員に関する措置という見出しとして第87条の2を追加するものです。朗読いたします。第87条の2この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法、以下オンラインによる方法というで委員会に出席した委員を含むとなります。地方自治法の109条とは常任委員会や議会運営委員会等の委員会に関する規定で、その内の第9項の規定に基づいて定めているのが委員会条例であります。その委員会条例において先程説明しましたオンラインによる方法で開催した委員会に出席した委員についても、この章の中に規定されている出席委員を含むと明記するものであります。第110条は、委員でない議員に出席を求め説明等を聴くことができる規定

であり、この条の3項に新たに条文を設けるものです。朗読します。第3項、前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができるというものです。第122条を朗読いたします。第122条、表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでないとしております。続いて第3章の請願に関する規定です。第135条は、請願の紹介議員の出席に係る規定で、この条の3項に新たに条文を設けるものです。第3号としまして、前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができるというものでございます。なお、議長会の改正案の参考例では、委員会に留まらず、全員協議会、会派代表者会議、常任委員長会議、正副議長経験者会議及び広報公聴委員会においてもオンライン会議を可能とする改正案が示されておりますが、議運でこれまで全員協議会等については議論されていないことと、全議員には委員会のオンライン開催のみについて報告していることから、議長と相談し、今回の改正では見送り、必要に応じて改選後に議論していくという方針になったものでございます。この改正案がまとまれば、全協で全議員に説明した上で、意見があれば事務局に書面で提出していただき、それを基に再度議運で協議し、3月定例会での改正を目指すスケジュールを考えております。以上です。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○小坂議長 これは全国議長会から出てきている条例、規則でして、必ずしも改正しなければならないということではないんですが、やはり決めてしまうとあとで変えづらいので、いろいろ想定されて決めていった方がよろしいと思いますので、今回こういう形で出させていただいております。ですからこれで良いよということもありますでしょうし、こういう形をもうちょっと考えるよということもありますし、議論の基になるということでこれを出しておりますので、まだわからない部分もありますので、実際どのようになるのかわからない部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺も合わせてよろしく願いいたします。

○鈴木委員 提案された部分は細かい部分が多いので、今後どのような日程で審議していくのかを今日決められればよろしいかと思っております。議会基本条例を作った時の篠塚委員は分かっているかと思うんですが、条文一つ一つについて違う角度から審議して作り込んでいったので、同じような手続でやるのかなと思っております。

○海老原委員長 オンライン開催についてはやることは皆さんに了解いただきましたので、3月の定例会には条例を含めまして会議規則を提案させていただきたいと思っておりますが、内容についてはどうしても今日決めなくてはいけないということではございませんので。このあとも継続ということで結構です。

○鈴木委員 何回かに分けて継続で協議する日程が出れば。

○篠塚委員 オンライン会議について本会議まで全てオンラインでできるというのはこ

のままいくと大変な時間がかかりますので、まずは第一歩進めていく必要がありますので、委員会に関するオンラインについては全協でも説明していますし、これは3月までに改訂して改選後になると思うんですが令和5年度から決定していけると思うので、その段取りを一步ずつ踏んでいくということで、まずはこの委員会に対してオンライン会議をやれる方向で検討していただいて、3月の定例会で決めるという方向がよろしい手かと思います。

○**今野委員** 一度決まったことはちょっと変えるのは難しいこともあるだろうから話し合っただけということと、今篠塚委員からありましたように、オンラインを進めていくということを最初決めて、細目に関してはその都度決めていくというのも賛成です。前回の文言を決める時に私が女性の出産や育児に関してや介護に関してを入れたらどうかということは今回はペンディングしましょうということだったんですけど、それもまたこれからの会議で少し諮っていただければなと思います。

○**海老原委員長** 育児出産については議長からからはきていないですよ。

○**今野委員** 具体的なことではなくて、こういう意見もこれから大切になってくるかと思しますので検討をお願いしますということです。

○**篠塚委員** 今の今野委員の意見は、オンライン会議を導入するかどうかという内容のことだと思いますので、分けていくことだと思いますので。主旨としてあるということも踏まえていただいて。今回は導入に関して話を遡っていきますと話が進んでいきませんので、委員会に関してやるとか、やらないかという話を進めたらよろしいかと思いません。

○**今野委員** 私も篠塚委員の発言には賛成してはまして、導入に関してはまるっきり賛成です。ただ文言の中に具体的に感染症ですとか災害ですとかこの二つしか出てこないで、女性たちに関しての文言が入っていないということで、それが一度決められた時にまた変えていくのが難しいということであればその文言を入れてくださいという意見です。

○**天貝事務局次長** 今、今野委員から議論された内容について議論していただきたいというお話がありまして、私の記憶では改選後またやっていたらこうというお話だと思います。手元に8月26日の会議録がございまして、この中で委員長からまず大枠ということで感染と災害時のみということで条例の大枠を進めていただきたいということでよろしいかとしたところ、異議無しということで一応結論が出ているということでございまして、まずはオンラインで開催するというのを主眼に置いて議論していただいて、改選後議論していただきければと思います。

○**今野委員** 私も賛成ということで明言しております。

○**篠塚委員** 文面の件も意見として。3月までに議論していくということで。まず一つは委員会の条例だけを変更していきましょうということを進めていくべきかと思いません。あとの会議についてはその都度。まずは第1歩を進めてからやっていくべきというのがまず一つの意見。それから条例のところでも25条からの公述人の決定は、災害時に起こりうるというのは難しいし、ましてやオンライン環境が整っているかという問題が出て

きますので、25条以降はなしでよろしいかと思えます。

○海老原委員長 条例については篠塚委員から出ました2ページの25条以降の公述人と参考人は今回はいらないだろうという意見が出ました。その点はよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではそれ以外については継続審議とすることに御意義ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○鈴木委員 良いんだけど今日25条をやるわけではないよね。

○海老原委員長 25条以降は3月に向けて入れなくても良いんじゃないかと。

○篠塚委員 すみません。鈴木委員は決定したのかということを確認しているのだと思いますので、それも含めて3月に決定するのかどうかということを確認しているのでは。

○海老原委員長 では25条も含めまして継続協議とさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それではそうさせて。

○天貝事務局次長 委員長よろしいでしょうか。先ほども申し上げさせていただきましたが、オンライン会議については全議員に関わることで、議運で協議していただいた結果を全協で皆さんにお示しして意見をいただいた方がよろしいかと思うんです。スケジュール的に逆に考えるともう何回も協議できないと考えるので、本日お示しした案を皆さん持ち帰っていただいて、見ていただいて、次回の議運では決めていただければと。そして全協に諮るというスケジュールで進めたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○海老原委員長 今事務局から次回の議運で条例及び規則の文章については決定するというのでよろしいでしょうか。

○篠塚委員 会議規則の中で委員会の規則を変えるということですから、委員会だけのオンラインを進めて決定することでよろしいですね。

○海老原委員長 今篠塚委員からありました今回の委員会条例の改正については、委員会をオンラインで開催するという前提で進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それではその前提の上で委員会条例及び会議規則については、本日の会議を継続して次回に決定ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではそうさせていただきます。

○海老原委員長 続いて協議事項5 一般質問及び代表質問の制限時間について協議をお願いします。まず一般質問について事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 資料の8の1をお願いいたします。1から2ページにかけては、平成31年第1回定例会からコロナ禍以前の令和2年第1回定例会までの一般質問で使用した時間を質問者ごとに表したもので、太枠の部分が使用時間のデータになり、左から使用した合計時間、その次が制限時間に対する使用時間の割合、議員の質問時間、執行

部の答弁時間を表しております。そして表の下の欄外に使用率の平均値を記載いたしました。また、参考に太枠の右側に執行部の占有率と、その下に平均値を記載いたしました。なお、黄色く着色したセルは使用率が90パーセントを超えているもの、赤いセルは95パーセントを超えているものを表しております。一般質問の時間の使用率は人によって異なりますが、平均を見ますと、定例会毎の平均では38.8パーセントから、高くても62.2パーセントという数字になっております。一方で一問一答方式に限定して見ますと、1ページの令和元年第2回では3名の議員が一問一答方式で行った結果、使用率がいずれも高く、2ページの同年第3回でも使用率が高い状況でありました。第4回からは、制限時間を60分から70分に拡大したことから、令和2年第1回の久松議員を除けば、使用率が下がっている状況でございます。5ページを御覧ください。県内の市議会の制限時間を調査したもので、一括質問方式においては土浦市と同じように答弁を含み90分としている市は4市で、それ以上長い市はなく、答弁込みで60分が多い状況です。なお本市議会では、平成15年頃に120分から90分に短縮した経緯があり、理由は非常に長かったから短縮したと伺っております。一問一答方式は25程の市で導入しております。その内の多くの市が答弁込みの時間で運用しており、60分が多い状況です。これらのデータと、先日も申し上げました通り12月定例会からそれぞれの方式ともに時間が拡大されることを踏まえまして御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○小坂議長 御覧のとおり時間は決まっております。当然時間というものは個人のものではなくてみんなのものなので、制限時間は当然あるべきであろうということを決まっていると思います。ですからそういう意味でまたトーンがどこかということでお話をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○海老原委員長 第4回12月定例会は以前の一括質問は90分、一問一答は70分でやるというのは決まっておりますので、その点を考慮ください。

○篠塚委員 一問一答方式は今議会最初で改選されてから始まったもの。時間が一問一問追求していくので、100パーセント使う。その時間を延ばすということで70分になりましたので、改定していくというお話もありましたけど、とりあえず今コロナ禍で60分という規制があったり、感染症対策もあり時間規制ができたものですから、それを含めて考えますともう一度90分、70分という時間をやってみて3月定例会までやった後に次のことを考えていけば良いと思います。質問時間というのは決めるのはなかなか難しいところがありますので、こういうふう議運の中で議論していくのは良いことだと思いますので、とりあえずこのまま継続して見ながらもう一度見直しをしていくというのも良いのではないかと思います。

○海老原委員長 ただ今篠塚委員からまずは12月定例会からは以前の一括質問は90分、一問一答は70分にしてみて、来期以降皆さんで検討という意見が出ましたがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 では一般質問については一括質問は90分、一問一答は70分とさせ

ていただきます。続いて、代表質問について事務局より説明願います。

○**天貝事務局次長** 資料8の2をお願いします。会派代表質問につきましても、御覧のように一般質問と同様にデータを取っております。データは様々でありますけれども、一般質問より使用率が高い状況であります。3ページです。県内の市における代表質問の状況の調査結果を示しております。代表質問は9市で行っており、各会派とも同じ時間で行っている市もあれば、所属議員数に応じて配分している市もあり、やり方は様々でございます。御協議をお願いいたします。

○**海老原委員長** ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○**勝田委員** データを拝見いたしますと、令和2年第1回で吉田議員、田子議員はかなり使い切っている状況であります。議員数に応じてプラス配分をするというのはそのままでもよろしいかと思っておりますが、もしこの辺りでこの2党からベースの時間を増やした方が良いのかということを知りたいのですが、田子議員はいらっしゃらないので、いかがですか平石副委員長。

○**平石副委員長** 私もデータを見ていたんですけど、公明党の使用時間がほぼ100パーセントに近いというのものもありますから、できれば10分延長していただければありがたいなど。基本の時間を30分から40分ということにさせていただければありがたいなど考えておりますけど。

○**勝田委員** 私はそれが良いのかなと思っております。

○**海老原委員長** 勝田委員から基本時間は現在各会派30分。それにプラス5分掛ける所属議員数となっておりますが、それを基本時間を30分から40分にするということで意見が出ましたが、10分延長でということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**海老原委員長** これは議運で決めて良いのかな。

○**天貝事務局次長** 議運の所管事項ですので決めていただいて結構です。

○**海老原委員長** それでは、代表質問の制限時間は基本時間を10分延長といたします。これについては全協で報告して、3月の定例から行います。その他何かありますか。

○**天貝事務局次長** 通常、議会運営委員会は定例会前に1度開催し議会運営について協議を行って参りましたが、コロナ禍になって以降、コロナ対策の議会運営について協議する必要が生じたことから、定例会の前の月の前半に議会運営委員会を開催しているところであります。そうした中、前回14日の議運で一般質問に係る制限、人数制限と時間制限が撤廃されることとなりました。残るコロナ対策は、委員会の開催方法のみであります。執行部の会議開催に係る指針が緩和されていないことから現状維持となったものです。国や県の方針はウィズコロナの基、行動制限を設けないとしていることから、今後一般質問に係る制限を行うような状況にはならないと考えられます。つきましては、来年の第1回定例会からは議会運営委員会におけるコロナ対策の協議を行わず、コロナ禍前の対応に戻してはいかがかと考えております。なお今後、新たなコロナ対応が必要になった場合や、執行部の会議開催の方針に変更があった場合などには、その都度、議長と相談した上で議会運営委員会を開催し協議を行うという考えでございますので、ご

協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○鈴木委員 議運の委員なので招集されれば出てきます。

○海老原委員長 それでは定例会前の議運の開催回数についてはコロナ禍の制限がなくなったので、次回以降コロナ前の回にするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりといたします。何かあればその都度開くということにいたします。

○天貝事務局次長 今決定していただいたと認識しておりますので、これについては全議員に事務局の方から議長名にてメールにてお知らせをさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ありません。

○海老原委員長 では全ての資料を公表といたします。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。